省　令

○法務省令第四十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日

法務大臣　滝　実

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「岐阜市」を「岐阜市、関市、美濃市」に改め、同款関出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、八幡支局及び関出張所」を「及び八幡支局」に改め、同条第二項中「岐阜地方法務局高山支局」を「岐阜地方法務局管内岐阜県関市及び美濃市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）並びに同地方法務局高山支局」に改め、「夫婦財産契約登記及び」を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第十一号

平成二十四年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十四年十一月三十日

宮内庁長官　風岡　典之

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○総務省告示第四百十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第二百八十九号により宇都宮市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、次のように定める。

平成二十四年十一月三十日

総務大臣　樽床　伸二

新潟県第五区

○総務省告示第四百十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二条第一項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第二百八十九号により宇都宮市に編入する区域として告示された区域の属すべき衆議院小選挙区選出議員の選挙区を、次のように定める。

平成二十四年十一月三十日

総務大臣　樽床　伸二

栃木県第一区

○法務省告示第四百九十六号

山梨県甲州市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年十一月三十日

法務大臣　滝　実

山梨県東山梨郡松里村小屋敷千四百四十二番地

内藤佐太郎

○法務省告示第四百九十七号

和歌山県日高郡由良町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年十一月三十日

法務大臣　滝　実

和歌山県日高郡由良町大字畑五百七十七番地

東山亀次郎

○法務省告示第四百九十八号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同令第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年十一月三十日

法務大臣　滝　実

登記所　指定の効力が生ずる日

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十九号）の規定によりその商業登記の事務（岐阜地方法務局関出張所の管轄に属する事務に限る。）が岐阜地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の岐阜地方法務局美濃加茂支局　平成二十四年十二月一十五日

附　則

この告示は、平成二十四年十一月三十日から施行する。

○法務省告示第四百九十九号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十一月三十日

法務大臣　滝　実

住所　大阪市浪速区下寺３丁目１番14―1015号
劉福美　昭和56年４月７日生
住所　大阪市生野区生野東３丁目３番７号
夫萌　平成２年７月31日生
住所　大阪市東住吉区西今川２丁目７番２号
任忠擁　昭和52年１月17日生
住所　堺市南区和田東911番地８
姜聰英　昭和47年５月１日生
住所　大阪市東成区大今里西３丁目15番39号
金起弘　昭和57年３月５日生
住所　大阪府茨木市見付山１丁目７番19号
金聖愛　昭和54年４月９日生
住所　名古屋市北区大野町５丁目１番地１
金美季　昭和53年４月18日生
住所　愛知県岡崎市真伝町字吉祥53番地２
田鎭燮　昭和41年10月21日生
住所　岡山市中区倉田296番地15
柳幸美　昭和46年６月16日生
住所　岡山市中区倉田296番地15
柳奈緒美　昭和50年５月12日生
住所　横浜市中区山田町５番地１
丁美紗　昭和57年７月８日生
住所　福井県鯖江市鳥羽１丁目３番16号
朴順熙　昭和28年２月19日生
住所　福岡市東区箱崎５丁目11番１―402号
李政慶　昭和50年11月17日生
住所　東京都八王子市散田町３丁目21番12号
沈栄淑　昭和36年４月16日生
住所　長野県下伊那郡天龍村平岡1376番地１
具昌書　昭和20年12月14日生
李玉子　昭和23年７月29日生
住所　長野県茅野市玉川8841番地２
具和広　昭和53年３月10日生
住所　山口県下関市清末畷馬１丁目９番12号
金純子　昭和49年１月15日生
住所　山口県下関市上田中町７丁目７番
金清美　昭和57年４月６日生
金梨温　平成21年２月17日生
住所　奈良県吉野郡大淀町大字土田225番地３
李仙伊　昭和16年５月10日生
李直美　昭和43年３月１日生
住所　宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷７丁目18番地10
呉尚也　昭和49年１月29日生
住所　愛知県小牧市大字東田中2203番地２
梁貴雄　昭和56年７月21日生